# 自転車安全利用行則

# 🗾 自転車は、車道が原則、歩道は例外

🛣 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

道路交通法上、自転車は 軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別が あるところは車道通行が原 則です。ただし、道路外の 施設や場所に出入りするた め、やむを得ず歩道又は路 側帯を横断するときは除きます。

また、児童・幼児、高齢者 (70歳以上)及び車道通行 に支障がある身体の不自 由な人が運転する場合、ま た車道通行が危険な場合も 歩道通行ができます。



### 2〉車道は左側を通行

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



### 3) 歩道は歩行者優先で、 車道寄りを徐行

3 2万円以下の罰金又は科料

(道路交通法第63条の4)





上の標識のある歩道 は自転車が通行でき ますが、歩行者のじゃ まになるときは一時停 止しまょう。

# 4 安全ルールを守る

飲酒運転の禁止



間 5年以下の懲役 又は100万円 以下の罰金 (道路交通法第65条)



#### 並進禁止 2万円以下の罰金 又は科料 (道路交通法第19条)



# 夜間はライトを点灯 5万円以下の罰金 過失同じ (道路交通法第52条) ※前方50メートルまで明瞭 に見える程度に照明が行われているトンネルを通行する 場合を除く。

信号を守る 3カ月以下の懲役 又は5万円以下の罰金 過失10万円以下の罰金 (道路交通法第7条)



## **5** 子どもはヘルメットを着用

(道路交通法第63条の11)



児童(6歳以上13歳未満)・幼児(6歳未満)を自転車に乗車させる時は、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

携帯電話やヘッドホンを使用しての運転、傘差し運転等も禁止されています。



※ブレーキ不良自転車の運転禁止(5万円以下の罰金・過失同じ)

自転車の悪質な交通違反は検挙され罰金を支払うこともあります。